

第 1 章

計画策定にあたって

第1章 計画策定にあたって

1. 策定の趣旨

平成13年(2001年)12月に文化芸術の振興のための基本的な法律として「文化芸術振興基本法」が施行されました。同法第4条には、地方公共団体の責務として「地方公共団体は、基本理念にのっとり、文化芸術の振興に関し、国との連携を図りつつ、自主的かつ主体的に、その地域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。」とうたわれています。また、平成24年(2012年)6月には「劇場、音楽堂等の活性化に関する法律」が制定され、これまで法的位置付けのなかったホールのあり方が明文化されました。

これらを踏まえ、本市では、平成26年(2014年)6月に、「三島市文化振興基本条例」を制定しました。条例策定後、同条例第9条に基づき、文化振興施策の総合的かつ計画的な推進を図ることを目的として、「三島市文化振興基本計画」を策定し、文化政策を進めてきました。計画の策定後、国では平成29年(2017年)に「文化芸術振興基本法」の改正が行われ、法律名も新たに「文化芸術基本法」となりました。文化芸術基本法は、文化芸術自体が固有の意義と価値を有するという考え方を前提とした上で、観光やまちづくり、国際交流、福祉、教育、産業その他の関連分野における施策が法の範囲に取り込まれています。この法改正を受けて、平成30年(2018年)には、「文化芸術推進基本計画」が策定されています。

本計画は、文化政策におけるこれらの背景を踏まえて、「三島市文化振興基本計画」の中間年次において、同計画の見直しをおこなうものです。

2. 計画の位置づけ

本計画は、まちづくりの最上位計画である三島市総合計画に掲げられた将来都市像を、文化の面から実現するための計画です。

また、市の文化の振興を図る意思を明文化した三島市文化振興基本条例に基づき、条例に定められた基本理念を踏まえ、基本的施策を具体化するものです。

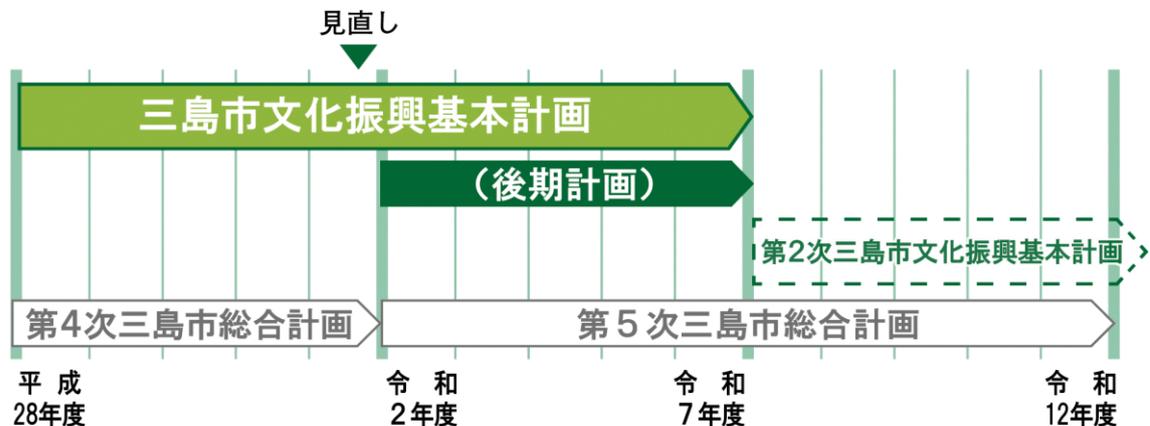
三島市教育に関する大綱など、市のその他の計画や文化芸術基本法、静岡県文化振興基本条例など、国・県の法令や計画等との整合性も配慮しています。



3. 計画期間

本計画は、市の文化の振興に関する基本方針や目標、文化振興施策等を示すものであり、中長期的な展望をもって取り組んでいく必要があることから、平成 28 年度（2016 年度）～令和 7 年度（2025 年度）の 10 年間に計画期間とします。

社会情勢の変化を踏まえて、計画期間の中間年次となる令和 2 年度（2020 年度）に見直しを行いました。



4. 文化を取り巻く背景

①国・県の動向

国においては、文化芸術の振興に関する施策の総合的な推進を図るため「文化芸術振興基本法」が平成13年（2001年）に施行されました。平成24年（2012年）には「劇場、音楽堂等の活性化に関する法律」が施行され、翌年に「劇場、音楽堂等の事業の活性化のための取組に関する指針」が告示されました。平成26年（2014年）には、2020年までを「文化力の計画的強化期間」と位置づける「文化芸術立国中期プラン」が策定・公表され、現在は、平成27年（2015年）5月に閣議決定された「文化芸術の振興に関する基本的な方針（第4次基本方針）」により施策が展開されています。さらに、近年では、平成29年（2017年）に「文化芸術基本法」の改正、平成30年（2018年）には「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」の施行、「文化芸術推進基本計画」が策定されるなど、文化芸術を取り巻く情勢は変化し続けています。

静岡県においては、平成18年（2006年）に「静岡県文化振興基本条例」が施行され、現在は「第4期ふじのくに文化振興基本計画」に基づき施策が展開されています。また、令和3年（2021年）1月、（公財）静岡県文化財団内にアーツカウンシルが設置されました。

②情勢の変化

文化を取り巻く情勢においては、人口減少や少子高齢化・単身世帯の増加を背景として、地域コミュニティの衰退と文化の担い手不足が指摘されています。地方創生に関する取組が進められるなか、地域の伝統文化、まちなみ、歴史等の資源を戦略的に活用していくことが求められています。

また、東京オリンピック・パラリンピックが世界に向けて文化の魅力を発信する大きなチャンスであると捉え、開催効果を東京のみならず広く地方にも波及させるため、文化プログラムの開催の機会を活用していくことが望まれています。特に県東部地域においては、世界遺産に登録された富士山、韮山反射炉をはじめとする資源を文化の魅力発信に活用していくことが期待されています。

国連では、平成27年（2015年）9月に、平成28年（2016年）から令和12年（2030年）の15年間で達成すべきSDGs（持続可能な開発目標）が採択されています。この目標に示されているように、文化芸術の分野においても“誰一人取り残さない”取組が望まれています。

このほか、グローバル化が進展するなか、互いの価値観やアイデンティティを尊重しながら、文化を介した海外の人々との交流を推進することや、インターネット等の情報通信技術の急速な発展と普及が進んでおり、その利点や課題等を踏まえた対応が求められています。

さらに、令和元年（2019年）11月末に発生した新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の世界的な流行によって、文化芸術の分野にも様々な影響が発生しています。

③文化の力への期待

東日本大震災の被災地における文化活動を通じた支援、文化活動による障がい者や外国人住民等の社会参加の機会拡充、郷土の文化活動における子どもから高齢者までの世代間交流など、幅広い場面において文化活動が評価されており、「文化の力（※）」への期待が高まっています。

また、令和2年（2020年）に実施した文化芸術に関する市民意識調査結果によると、新型コロナウイルス感染症の影響は、地域経済や行政施策・財政、他の余暇活動と比較して、「身近な文化芸術活動の分野」での影響が小さく、「文化の力」が社会に大きく貢献していくことに期待が持てると考えられます。

※文化の力とは…文化活動が人々に元気を与えて地域社会を活性化させ、魅力ある社会づくりを推進する力になること。

5. この計画における文化の捉え方

三島市文化振興基本条例第3条には、5つの基本理念がうたわれています。この理念を前提として、本計画を策定します。

(基本理念)

- 第3条 文化の振興に当たっては、文化活動を行うことが人々の権利であることに鑑み、市民等が等しく文化活動を行うことができるような環境の整備が図られなければならない。
- 2 文化の振興に当たっては、市民等の自主性及び創造性並びに文化の多様性が尊重されなければならない。
 - 3 文化の振興に当たっては、現在及び将来の世代にわたって市民等が文化を創造し、享受することができるとともに、文化により地域が魅力あるものとなることで、地域に対し市民等が誇りと愛着を持つことができるよう配慮されなければならない。
 - 4 文化の振興に当たっては、地域の歴史及び風土に培われてきた伝統的な文化(以下「伝統文化」という。)が継承されるとともに、地域の特色を生かした魅力ある新たな文化の創造がなされるよう配慮されなければならない。
 - 5 文化の振興に当たっては、文化活動が活発に行われるよう、市民等、文化団体、学校、事業者及び市との連携が図られなければならない。

本計画における文化とは、条例に示されているように、「人間の活動により生み出されるものであって、芸術、芸能、生活文化をはじめ、文化財、景観等を含む人間及び人間の生活に関わる総体」を意味しています。また、文化芸術基本法に例示されているものを基本とし、学術等も含めて広く捉えるものとします。

【文化芸術基本法第8条から14条】に基づく分類

芸術：文学、音楽、美術、写真、演劇、舞踊その他の芸術

メディア芸術：映画、漫画、アニメーション及びコンピュータその他の電子機器等を利用した芸術

伝統芸能：雅楽、能楽、文楽、歌舞伎その他の我が国古来の伝統的な芸能

芸能：講談、落語、浪曲、漫談、漫才、歌唱その他の芸能

生活文化：茶道、華道、書道、食文化その他の生活に係る文化

国民娯楽：囲碁、将棋その他の国民的娯楽

出版物及びレコード等

文化財等：有形及び無形の文化財並びにその保存技術

地域固有の伝統芸能及び民俗芸能：地域の人々によって行われる民俗的な芸能